

「ツラスロマイシン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について（8月1日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

平成17年8月1日付けで「ツラスロマイシン」について、関係企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき必要な資料が提出されたことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. ツラスロマイシンについて

ツラスロマイシンはマクロライド系抗生物質であり、牛及び豚における細菌性肺炎の治療の目的として使用されている。

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、EU等において承認され、残留基準が設定されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ツラスロマイシン」の食品中の残留基準設定について検討する。